

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 3/2559 号

件名: 電子システム (e-Tax) による法人所得税免除恩典使用申請の基準及び手続き

-----

被奨励者に仏暦 2544 年 (2001 年) 投資奨励法 (第 3 版) に改正増補された仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 31 条に基づく法人所得税免除恩典使用申請において便宜を図るため、

仏暦 2544 年 (2001 年) 投資奨励法 (第 3 版) に改正増補された仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 31 条の権限に基づき、投資委員会より権限を委譲された投資委員会事務局は法人所得税免除恩典使用申請の基準及び手続きを以下の通り定める。

第1項 本布告は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 31 条に基づく電子システムによる法人所得税免除恩典使用を申請する者に適用する。

第2項 本布告で定められない電子システムによる法人所得税免除恩典使用の申請書の受理および申請に関する他の手続きは電子取引に関する法律に従うこと。

第3項 本布告において

“サービス提供者” とは投資委員会事務局を意味する。

“サービス受領者” とは事業より利益が発生し、法人所得税免除恩典の使用を希望する法人所得税免除恩典を受理した被奨励者を意味する。

“法人所得税免除恩典使用の申請書” とはインターネットシステムを通じて情報を提出するようにサービス提供者が定めた法人所得税免除恩典使用の申請書式を意味する。

“システム” とは電子システム (e-Tax) による法人所得税免除恩典使用申請システムを意味する。

“公認会計監査人” とは投資委員会事務局布告、件名: 「法人所得税免除恩典の使用を申請する投資奨励プロジェクトに関する公認会計監査人用の監査基準及び監査方法」 における会計監査法に基づく公認会計監査を意味する。

第4項 電子システム (e-Tax) による法人所得税免除恩典使用申請の基準及び手続きは以下の通りとする。

4.1 法人所得税免除恩典使用の申請を希望するサービス受領者は法人所得税免除恩典使用の申請システムの規定、および投資委員会事務局布告、件名：「法人所得税免除恩典使用前の業績報告方法の規定」、および投資委員会事務局布告、件名：「法人所得税免除恩典の使用を申請する投資奨励プロジェクトに関する公認会計監査人用の監査基準及び監査方法」に従わなければならない。

4.2 サービス提供者は電子システムによる法人所得税免除恩典使用の申請について以下の通り遂行する。

4.2.1 サービス受領者はプロジェクトの事業結果報告およびプロジェクト進捗の報告と同一のユーザー名およびパスワードを使って法人所得税免除恩典使用サービスを受領することができる。

4.2.2 法律が何等かの文章を原本の状態でもしくは提出するように定める場合、以下の基準に基づいて電子形態で提出もしくは保管したことは、法律に則した原本の形態でもしくは提出したと見なされる。

(1)信頼できる方法によって文章の完成時から文章の正確さが保たれる電子データ。かつ

(2)その文章を再生することができること。

第(1)における正確さについて完全性および文章の変更がないことを考慮する。ただし、証明もしくは追記もしくは文章の正確さに影響しない通信、保管、再生における通常に起こり得る変化を除く。

第(1)における文章の正確さの保管方法の信頼性を検討するに当たり、すべての関連行動およびその文章の作成目的を考慮すること。

4.2.3 第4.2.2項の規定に基づき、法律により保管しなければならない文章もしくは書類は以下の電子形態で保管しているならば法律に従って文章もしくは書類を保管していると見なす。

(1)その電子データは意味が変わらずアクセスもしくは再生できること。

(2)その電子データを作成、発送する際のままの形態で保管しているもしくは作成、発送または受信する際の形態に表現できること。そして、

(3) 電子データの起源、出所、および発信先および発送または受取日付、時間(ある場合)を示す文章を保管していること。

4.2.4 サービス提供者はサービス提供者が定めた基準および方法で第4.4項に基づき法人所得税免除恩典使用の申請を検討する。

4.3 サービス受領者はログインしてシステムにアクセスした場合、自分のデータの正確さに責任を取らなければならない。サービス提供者の責任範囲内ではなく、サービス提供者より許可なしで第三者がユーザー名、パスワードを利用してシステムにアクセスした場合、サービス提供者は損害に対して一切責任を取らない。

4.4 法人所得税免除恩典使用の申請について申請者はサービス提供者が定めた基準および方法でウェブサイトを通じて申請書を提出して証拠書類を添付すること。

4.5 サービス提供者の定めた様式に基づく法人所得税免除恩典使用申請の証拠書類はサービス受領者はそのデータの正確さを確認しなければならない。またサービス提供者に証拠および国有財産として保管させること。サービス提供者にその書類を要求された場合、サービス受領者は速やかにその書類を引き渡すこと。

4.6 法人所得税免除恩典使用申請の書類の正確さを確認し、そのデータをサービス提供者に発送したとき、そのデータがサービス提供者から許可がなければ変更できない完全なものとする。

4.7 電子データの送受の安全のために、サービス受領者はユーザー名およびパスワードを機密に保管されるようにオペレータの管理措置を有すること。そのユーザー名およびパスワードの所有者でない者に自分のユーザー名およびパスワードを利用または盗用されないように許可しない、させない、機会を与えないこと。第三者にユーザー名およびパスワードを利用され、サービス提供者に損害があった場合はサービス受領者の責任とする。

4.8 以下のことが発生したとき、サービス受領者は直ちにサービス提供者に通告しなければならない。

4.8.1 電子データを発送するためのユーザー名およびパスワードがユーザー名およびパスワードの所有者ではない第三者に知られたり、盗用されたり、紛失したり、破壊されたり、変更されたりしたことを知ったとき、

4.8.2 サービス受領者は第1段落におけることを理由に、サービス提供者に通告する前にサービス提供者が受け取った電子データに責任を拒否することができない。

本項における通告は書面をもってしなければならない。しかし、必要緊急な場合、ファックスで通告し、次の営業日にサービス提供者に書面を渡してもよい。

第 1 段落に基づき、通告されたとき、サービス提供者はサービス受領者に対して行ったすべてのことを取り消す。この場合、サービス受領者は第 4.4 項に従って法人所得税免除恩典使用の申請書を提出すること。

4.9 サービス提供者がデータの受理はサービス提供者が電子データもしくは類似した他の形態で返信してはじめて成立する。

第 1 段落に基づくサービス提供者の返信はサービス提供者が發送された電子データの正確さを保証または調査したことにならない。

4.10 以下の場合にサービス提供者はサービス提供者に發送された電子データの受理を拒否する権利がある。

4.10.1 發送された電子データが發送後変更されたり、直されたりしたことが技術的データで示された場合または發送された電子データについてユーザー名およびパスワードに異常があったとき、

4.10.2 受け取った電子データが該当の電子データの發送時に規定された使用者手引きに謳われた技術的規定に従っていないことが発見されたとき、

サービス提供者が電子データの受け取りを拒否した場合、サービス提供者は電子データもしくは類似した他の形態で直ちにサービス受領者に通告する。

4.11 電子データの送受はホストコンピュータで表示される時間によりサービス受領者のオペレータが發送ボタンを押す時間を發送時とし、ホストコンピュータで表示される時間によりサービス提供者が受け取った時間を受取時とする。サービス受領者の本社がデータの發送地とし、サービス提供者の本部がデータの受取地とする。

4.12 第 4.11 項の規定に基づき、サービス提供者が電子システムの書類を正確かつ完全に受け取った公式の営業日および時間をサービス受領者が法人所得税免除恩典使用の申請を提出する日とする。

書類の提出時間または投資奨励法に基づくサービス提供者に対する遂行または該当の法律に基づくサービス提供者の遂行はサービス提供者のコンピュータシステムに対する電子データの形態によるものに限って、法人所得税免除恩典使用の申請は祝日を含み、24 時間できることとする。

4.13 システム故障もしくはエラー、またはサービス提供者が法的責任を負う必要のない不可抗力その他の原因でサービス提供者がサービスの提供ができない場合は、サービス受領者の損害に対して責任を負う必要がない。

4.14 サービス受領者がサービス提供者の定めた基準と異なった詳細を提出した場合、サービス提供者は容赦なく法人所得税免除恩典使用の申請書を検討しない権利を有する。

4.15 不都合によりサービス提供者がインターネットを通じてデータの受信をとめなければならない、またはその他の原因でサービス受領者がインターネットを通じてサービス提供者の報告を送信できない場合でも、サービス受領者はサービス提供者の定めた通り書面で法人所得税免除恩典使用申請書を提出する義務がある。

第5項 事務局は2016年9月1日からインターネットを通じて法人所得税免除恩典使用の申請サービスを開始し、2019年8月31日から現行のサービスを止める。

第6項 本布告で判断できない場合は投資委員会長官が判断する。

発布日: 仏暦 2559 年 (2016 年) 5 月 27 日

(ヒランヤ・スチナイ)

投資委員会長官